

(別 紙)

国 鉄 施 第 6 7 号  
国 鉄 安 第 7 0 号  
平成19年12月18日

各地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局 施設課長  
安全監理官

### 索道施設及び緊急時における連絡・救助体制の点検について

平成19年12月15日、長野県木曾郡王滝村のおんたけマネジメント株式会社の自動循環式普通索道において、索輪から支えい索が外れ、停止した搬器内に多数の乗客が残され、復旧作業を優先したこと等から乗客の救助に多大な時間を要する事案が発生した。

原因については、現在調査中であるが支柱の索輪に摩耗による破損が生じていることが確認されている。

年末年始の輸送等に関する安全総点検の期間中にこのような事態が生じたことは遺憾である。

については、下記事項の再点検を行うよう、管内索道事業者を指導されたい。

### 記

1. 施設点検の確実な実施
  - ・ 始業時及び定期検査における施設点検を確実に実施すること。
2. 緊急時の連絡体制の確認
  - ・ 緊急時における関係機関への迅速かつ確実な連絡体制を確認すること。
3. 救助体制の確認
  - ・ 応援を含めた救助体制の確認及び救助設備を点検すること。
  - ・ 保安装置が異常を検知した場合には、適切かつ速やかに運転再開の可否を判断すること。
  - ・ 施設故障時には、復旧作業とともに救助体制への移行についても的確に判断し、速やかに乗客の救助を行うこと。